ロ　特定在留カード等交付申請者又は特定在留カード等交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票、在留カード又は特別永住者証明書の記載事項その他の出入国在留管理庁長官等が適当と認める事項の申告を受けること。

（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

**第二十二条**　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第四条第二号から第六号まで、第十三条並びに第十六条第一項及び第四項 | 交付市町村長等 | 交付市長等 |
| 第四条の二第一号 | 法第十八条の五第六項の規定により出入国在留管理庁長官に代わって同条第五項の措置をとる住所地市町村長 | 令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十八条の五第六項の規定により出入国在留管理庁長官に代わって同条第五項の措置をとる住所地区長 |
| | 住所地市町村長以外 | 住所地区長以外 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部改正）

**第二条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 目次 | 目次 |
| ［第一章・第二章　略］ | ［第一章・第二章　同上］ |
| 第三章　個人番号カード（第十六条―第三十九条の三十） | 第三章　個人番号カード（第十六条―第三十九条の二十九） |
| ［第四章～第六章　略］ | ［第四章～第六章　同上］ |
| 附則 | 附則 |
| （個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置） | （個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置） |
| **第十九条**　法第二条第七項の主務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。第三十九条の三及び第三十九条の三十において同じ。）に物理的又は電気的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める措置とする。 | **第十九条**　法第二条第七項の主務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。第三十九条の三において同じ。）に物理的又は電気的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める措置とする。 |

（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

**第二十二条**　［同上］

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第四条第二号から第六号まで、第十三条並びに第十六条第一項及び第四項 | 交付市町村長等 | 交付市長等 |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |